

## 新たな「自殺総合対策大綱」の素案の概要

## I 基本理念

<誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す>

## II 自殺の現状と基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である。  
自殺は突発的なものではない。様々な悩みが重なり、追い詰められた結果、その多くが抑うつ状態にあったり、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症したりし、正常な判断ができずに自殺を選んでいる。
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている。  
自殺対策基本法が成立した平成 18 年とコロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると、男性は 38%、女性は 35%減少していたが、令和 2 年には新型コロナウイルス感染症の影響で、11 年ぶりに前年を上回り、特に女性や小中高生の自殺者数が増えている。
- **New** 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進  
新型コロナウイルス感染症は現在も継続しており、自殺へ影響について確定的なことは判明していないため、情報収集・分析を行う必要がある。ICT の活用を進める。自殺者数の増加が続いている女性を含め、無職者、非正規雇用労働者、ひとり親、フリーランス、学生など感染症拡大において大きな影響を受けていると考えられる層への対策が必要。
- 地域レベルの実践的な取組を PDCA サイクルで推進する  
基本法では、都道府県及び市町村は、大綱、地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定するものとされている。

## III 自殺総合対策の基本方針

- 1 生きることの包括的な支援として推進する
  - ↳ 社会全体の自殺リスクを低下させる
  - ↳ 生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やす
- 2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
  - ↳ 様々な分野の生きる支援との連携を強化する  
(保健・医療機関が社会的な問題に対応した窓口を紹介できる、経済・生活問題の相談窓口が自殺の危険を示すサインやその対応方法を知っていることが求められる。自殺の要因となり得る、生活困窮、孤独・孤立、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリテ

ィ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されているため、様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要。)

- ↳地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携  
「重層的支援体制整備事業」との連携。
- ↳精神保健医療福祉施策との連携
- ↳New 孤独・孤立対策との連携
- ↳New こども家庭庁との連携

### 3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

- ↳対人支援・地域連携・社会制度のレベルごとの対策を連動させる  
(1. 対人支援のレベル:個々の問題解決に取り組む相談支援を行う、2. 地域連携のレベル:問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携など、3. 社会制度のレベル:法律、大綱、計画等の枠組みの整備や修正)
- ↳事前対応・自殺発生の危機対応・事後対応の段階ごとに効果的な施策講じる  
(1. 事前対応:心身の健康の保持増進についての取組、自殺や精神疾患等についての正しい知識の普及啓発等自殺の危険性が低い段階で対応を行うこと、2. 自殺発生の危機対応:現に起こりつつある自殺発生の危機に介入し、自殺を発生させないこと、3. 事後対応:自殺や自殺未遂が生じてしまった場合に家族や職場等に与える影響を最小限にし、新たな自殺を発生させないこと)
- ↳自殺の事前対応の更に前段階での取組を推進する  
(SOS の出し方に関する教育を推進)

### 4 実践と啓発を両輪として推進する

- ↳自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識を醸成する  
(自殺に至った心情や背景の理解を深めるとともに、自身が危機に陥ったときは誰かに援助を求めることが適当であるということが共通認識となるよう普及啓発を行う。)
- ↳自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組を推進する  
(全ての国民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいく。精神疾患においては、世界メンタルヘルスデー(10月10日)での広報活動等を通じて、普及啓発、理解促進を促す。)
- ↳マスメディア等への自主的な取組への期待

### 5 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

- ↳国
- ↳地方公共団体

大綱や地域の実情等を勘案して、地域自殺対策対応を策定する。

- ↳関係団体
- ↳民間団体
- ↳企業
- ↳国民

(自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であってその場合には誰かに援助を求めることができ等であるということを理解する、自身や周りの人の心の不調に気づき、適切に対処できるようにする。)

## 6 自殺者等の名誉及び生活の平穏へ配慮する

### IV 自殺総合対策における当面の重点施策

(国が当面集中的に取り組むものであって、地方公共団体において網羅的に取り組む必要があるということではない。)

- 1 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
  - (1)地域自殺実態プロファイルの作成
  - (2)地域自殺対策の政策パッケージの作成
  - (3)地域自殺対策計画の策定・**New**見直し等の支援
  - (4)地域自殺対策計画策定ガイドラインの策定
  - (5)地域自殺対策推進センターへの支援
  - (6)自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進
- 2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
  - (1)自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
  - (2)児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
  - (3)自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及
  - (4)うつ病等についての普及啓発の推進
- 3 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
  - (1)自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究及び検証
  - (2)調査研修及び検証による成果の活用
  - (3)先進的な取組に関する情報の収集、整理及び提供
  - (4)子ども・若者及び **New**女性等の自殺等についての調査
  - New**(5)コロナ禍における自殺等についての調査
  - (6)死因究明制度と連動における自殺の実態解明
  - (7)うつ病等の精神疾患の病態解明、治療法の開発及び地域の継続的ケアシステムの開発につながる学際的研究
  - (8)既存資料の利活用の促進

- New**(9)海外への情報発信の強化を通じた国際協力の推進
- 4 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
    - (1)大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
    - (2)自殺対策の連携調整を担う人材の養成
    - (3)かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上
    - (4)教職員に対する普及啓発等
    - (5)地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上
    - (6)介護支援専門員等に対する研修
    - (7)民生委員・児童委員等への研修
    - (8)社会的要因に関する相談員の資質の向上
    - (9)遺族等に対する公的機関の職員の資質の向上
    - (10)様々な分野でのゲートキーパーの養成
    - (11)自殺対策従事者への心のケアの推進
    - (12)家族や知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援
    - (13)研修資材の開発等
  - 5 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
    - (1)職場におけるメンタルヘルス対策の推進
    - (2)地域における心の健康づくり推進体制の整備
    - (3)学校における心の健康づくり推進体制の整備
    - (4)大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進
  - 6 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
    - (1)精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上
    - (2)精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成など精神科医療体制の充実
    - (3)精神保健医療福祉サービスの連動性を高めるための専門職の配置
    - (4)かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上
    - (5)子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
    - (6)うつ等のスクリーニングの実施
    - (7)うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進
    - (8)がん患者、慢性疾患患者等に対する支援
  - 7 社会全体の自殺リスクを低下させる
    - (1)相談体制の充実と支援策、相談窓口の分かりやすい発信
    - (2)多重債務の相談窓口整備とセーフティネット融資の充実
    - (3)失業者等に対する相談窓口の充実等
    - (4)経営者に対する相談事業の実施等
    - (5)法的問題解決のための情報提供の充実
    - (6)危険な場所における **New**安全確保、薬品等の規制等
    - (7)ICT を活用した自殺対策の強化
    - (8)インターネット上の自殺関連情報対策の推進

- (9)インターネット上の自殺予告事案及び **New** 誹謗中傷への対応等
- (10)介護者への支援の充実
- (11)ひきこもりの方への支援の充実
- (12)児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実
- (13)生活困窮者への支援の充実
- (14)ひとり親家庭に対する相談窓口の充実

●妊産婦への支援の充実→13へ

- (15)性的マイノリティへの支援の充実
- (16)相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化
- (17)関係機関等の連携に必要な情報共有の仕組みの周知
- (18)自殺対策に資する居場所づくりの推進
- (19)報道機関に対する WHO の手引き等の周知等
- New**(20)自殺対策に関する国際協力の推進

## 8 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- (1)地域の自殺未遂者等支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- (2)救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実
- (3)医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
- (4)居場所づくりとの連動による支援
- (5)家族等の身近な支援者に対する支援
- (6)学校、職場等での事後対応の促進

## 9 遺された人への支援を充実する

- (1)遺族の自助グループ等の運営支援
- (2)学校、職場等での事後対応の促進
- (3)遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
- (4)遺族等に対する公的機関の職員の資質の向上
- (5)遺児等への支援

## 10 民間団体との連携を強化する

- (1)民間団体の人材育成に対する支援
- (2)地域における連携体制の確立
- (3)民間団体の相談事業に対する支援
- (4)民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

## 11 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- (1)いじめを苦しめた子どもの自殺の予防
- (2)学生・生徒等への支援の充実
- (3)SOS の出し方に関する教育等への推進
- (4)子どもへの支援の充実
- (5)若者への支援の充実
- (6)若者の特性に応じた支援の充実

(7)知人等への支援

**New**(8)子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備

12 勤務問題による自殺対策を更に推進する

(1)長時間労働の是非

(2)職場におけるメンタルヘルス対策の推進

(3)ハラスメント防止対策

**New**13 女性の自殺対策を更に推進する

(1)妊産婦への支援の充実

(2)コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援

## V 自殺対策の数値目標

平成 27 年の自殺死亡率(18.5)を令和 8 年までに 30%以上(13.0以下)減少させる

## VI 推進体制等

1 国における推進体制

2 地域における計画的な自殺対策の推進

3 施策の評価及び管理

4 大綱の見直し